



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習志野市

令和3年8月30日

市内保育所・放課後児童会等の利用自粛協力のお願い
～保育料・放課後児童育成料等の減免をします～

政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け、感染拡大の防止、こども園・保育所(認可外を含む)・放課後児童会等の機能維持等の観点から、保護者に対して、できる限り登園(所)自粛【家庭保育】及び利用自粛の協力を依頼します。

- 1 登園(所)自粛及び利用自粛依頼期間
9月1日(水)から緊急事態宣言期間終了まで
- 2 保育料の減免
【9月分の保育料】
9月1日(水)から緊急事態宣言期間終了までの間、登園(所)自粛の場合は、日割り計算にて減免します。
- 3 放課後児童育成料等の減免
【9月分の放課後児童育成料等】
9月1日(水)から緊急事態宣言期間終了までの間、全ての日を利用自粛の場合は、減免します。

問合せ先

こども部こども保育課:電話 047-453-5511 内線 388

児童育成課:電話 047-453-7379 内線 453